

# 大分県報

令和二年  
第九三三  
三月三十一日

（火曜日）

## 目次

### 告示

外来医療計画及び医師確保計画の策定	一
大分県医療計画の変更	一
道路区域の決定	一
道路区域の変更（四件）	二
大分県土地利用基本計画の変更	四
都市計画事業の事業計画の変更認可	七
訓令 甲	八
大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準の一部改正	八
警察本部訓令	八
警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程の一部改正	八
技能労務職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正	九
大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正	九
大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の制定	一六
大分県警察における情報処理能力検定に関する規程の一部改正	三三
公共測量の実施	三四
落札者等の公示	三四

### 告示

大分県告示第百九十三号  
医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項の規定により、大分県医療計画の一部として外来医療計画及び医師確保計画を定めたので、同条第十八項の規定により、

令和二年三月三十一日

その内容を次のとおり告示する。

（「次のとおり」は、省略し、外来医療計画及び医師確保計画は、大分県福祉保健部医療政策課、各保健所（部）、大分県情報センター（県庁舎本館一階）及び各地区情報コーナー（東部振興局、南部振興局、豊肥振興局、西部振興局、北部振興局、豊後高田土木事務所、別府土木事務所、臼杵土木事務所、豊後大野土木事務所、玖珠土木事務所及び中津土木事務所）に備え置いて、一般の縦覧に供する。）

令和二年三月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

#### 大分県告示第百九十四号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定により、大分県医療計画を変更したので、同法第三十条の四第十八項の規定により、その内容を次のとおり告示する。

（「次のとおり」は、省略し、変更後の大分県医療計画は、大分県福祉保健部医療政策課、各保健所（部）、大分県情報センター（県庁舎本館一階）及び各地区情報コーナー（東部振興局、南部振興局、豊肥振興局、西部振興局、北部振興局、豊後高田土木事務所、別府土木事務所、臼杵土木事務所、豊後大野土木事務所、玖珠土木事務所及び中津土木事務所）に備え置いて、一般の縦覧に供する。）

令和二年三月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

#### 大分県告示第百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。

その関係図面は、令和二年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名	区間	敷地の幅員	延長
県道岩戸五馬日田線	日田市大字日高字牧原二四七五番一〇地先から日田市三芳小瀨町六五番八まで	二七・〇メートル 八・六	三三三・七メートル

大分県報（告示）

大分県告示第百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和二年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和二年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
県道安心院湯布院線	由布市湯布院町川上字古堂三五四五番五から由布市湯院町川上字峯三五二四番五まで	前	後	メートル 二二三・〇 六・〇	メートル 二四二・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	B	二二二・〇 四・五	一八四・〇	
県道別府庄内線	由布市庄内町東大津留字札幌七〇七番四から由布市庄内町東大津留字垣内田五五一番三まで	前	後	メートル 二二九・〇 二・〇	メートル 三九〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	B	二二九・〇 二・〇	一八四・〇	
県道田野庄内線	由布市庄内町阿蘇野字東下三九五二番一地从先から由布市庄内町阿蘇野字東下三九五二番一地从先まで	前	後	メートル 一五・五 四・五	メートル 一五一・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	B	三五・〇 一一・〇	一五〇・〇	

大分県告示第百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和二年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和二年三月三十一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
県道澁水挾間線	由布市挾間町筒口字長田二七二番二から由布市挾間町筒口字長田二六一番四まで	前	後	メートル 二二二・〇 六・〇	メートル 一九〇・六	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	B	二七・〇 九・〇	一五〇・〇	
県道湯平温泉線	由布市湯布院町湯平字コエカド二三三番一から由布市湯布院町湯平字前田一〇三四番二まで	前	後	メートル 二二五・〇 一一・七	メートル 二八四・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B	B	三五・〇 一一・〇	一四八・〇	

<p>大分県告示第百九十八号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和二年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p>	<p>県道高崎大分線</p> <p>由布市挾間町高崎字平田九四七番一から大分市大字高崎字新村一〇二〇番七まで</p>	<p>後</p> <p>B</p> <p>三六・六 ） 一三・七</p> <p>一一〇・〇</p>	<p>前</p> <p>B A</p> <p>三六・六 ） 一三・七</p> <p>一一〇・〇</p> <p>一六三・五</p>	<p>後</p> <p>B</p> <p>五四・四 ） 一二・四</p> <p>二四〇・五</p>	<p>前</p> <p>B A</p> <p>五四・四 ） 一二・四</p> <p>二四〇・五</p>	<p>後</p> <p>B</p> <p>三五・〇 ） 一二・〇</p> <p>一四八・〇</p>	<p>前</p> <p>B A</p> <p>一六・四 ） 四・〇</p> <p>三六〇・五</p>	<p>後</p> <p>B A</p> <p>二五・〇 ） 一一・七</p> <p>一四四・〇</p>						
									<p>県道龍原挾間線</p> <p>由布市庄内町龍原字本村一〇三〇番三から由布市庄内町龍原字本村一〇五一番三まで</p>	<p>後</p> <p>B</p> <p>五四・四 ） 一二・四</p> <p>二四〇・五</p>	<p>前</p> <p>B A</p> <p>五四・四 ） 一二・四</p> <p>二四〇・五</p>	<p>後</p> <p>B</p> <p>三五・〇 ） 一二・〇</p> <p>一四八・〇</p>	<p>前</p> <p>B A</p> <p>一六・四 ） 四・〇</p> <p>三六〇・五</p>	<p>後</p> <p>B A</p> <p>二五・〇 ） 一一・七</p> <p>一四四・〇</p>

<p>大分県告示第百九十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、令和二年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>令和二年三月三十一日</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>県道緒方大野線</p>	<p>区間</p> <p>豊後大野市大野町夏足字中津留二二番二から豊後大野市大野町夏足字新飼四一番まで</p>	<p>後</p> <p>B</p> <p>二七・八 ） 一〇・〇</p> <p>二〇八・六</p>	<p>前</p> <p>B A</p> <p>二七・八 ） 一〇・〇</p> <p>二〇八・六</p>	<p>区域変更前後別</p> <p>敷地の幅員</p> <p>メートル</p> <p>二四三・三</p>	<p>延長</p> <p>メートル</p> <p>二四三・三</p>	<p>備考</p> <p>上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。</p>							
								<p>道路の種類及び路線名</p> <p>一般国道二一二号</p>	<p>区間</p> <p>日田市大字十二町字一本木六九七番一七地先から日田市大字日高字恵良二五六一番一〇まで</p>	<p>後</p> <p>B</p> <p>九〇・〇 ） 一一・六</p> <p>五、四〇二・九</p>	<p>前</p> <p>B A</p> <p>九〇・〇 ） 一一・六</p> <p>五、四〇二・九</p>	<p>区域変更前後別</p> <p>敷地の幅員</p> <p>メートル</p> <p>二四三・三</p>	<p>延長</p> <p>メートル</p> <p>二四三・三</p>	<p>備考</p> <p>上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。</p>

令和二年三月三十一日

大分県報（告示）

三

県道石井庄 手線	日田市大字石井字瀨戸四 五三番一七から 日田市大字石井字池ノ瀬 二四八番四まで	日田市大字石井字瀨戸四 五三番一七から 日田市大字石井字串川五 九五番二八まで	日田市大字石井字瀨戸四 五三番一七から 日田市大字石井字串川五 九五番二八まで	日田市大字石井字瀨戸四 五三番一七から 日田市大字石井字串川五 九五番二八まで	日田市大字石井字瀨戸四 五三番一七から 日田市大字石井字串川五 九五番二八まで	日田市大字石井字瀨戸四 五三番一七から 日田市大字石井字串川五 九五番二八まで	
	前	後	前	後	前	後	
	B	A	B	A	B	B	A
	三八・〇 ＼ 一五・八	一六・七 ＼ 七・〇	三一・〇 ＼ 一〇・〇	三一・〇 ＼ 一〇・〇	一四・五 ＼ 八・〇	二二・〇 ＼ 八・三	二二・〇 ＼ 八・三
一、九五〇・六	一、一一七・六	一三三・〇	一三三・〇	一〇七・〇	五六六・四	五六六・四	八二〇・七

<p>大分県告示第二〇二号 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、令和二年三月十八日、次のように大分県土地利用基本計画の一部を変更した。 なお、変更した大分県土地利用基本計画図は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。 令和二年三月三十一日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>大分県土地利用基本計画書の変更 一の1及び2を次のように改める。 1 県土地利用の基本方向</p> <p>県土の利用は、県土が現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であることにかんがみ、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保及び均衡と調和のとれた県土の発展を図ることを基本理念として、総合的かつ計画的に行わなければならない。</p> <p>本計画は、「適切な県土管理を実現する県土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土利用」、「安全・安心を実現する県土利用」の三つを基本方針とし、県土の安全性を高め持続可能で豊かな県土を形成する県土利用を目指す。</p> <p>(一) 適切な県土管理を実現する県土利用</p> <p>適切な県土管理を実現する県土利用については、人口減少下においても増加している都市的土地利用において、地域の状況等も踏まえつつ、行政、医療・介護、福祉、商業等の都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約化し、郊外部への市街地の拡大を抑制する。集約化する中心部では、低・未利用地や空き家を有効利用すること等により、市街地の活性化と土地利用の効率化を図る。一方、集約化する地域の外側では、低密度化が進むことから、これに応じた公共サービスのあり方や、公園、農地、森林等の整備及び自然環境の再生などの新たな土地利用等を勘案しつつ、地域の状況に応じた対応を進める。</p>	日田市大字庄手字宮ノ向 八二九番一七から 日田市本庄町三八番七ま で	後	B	三八・〇 ＼ 一五・八	一、九五〇・六
--	---	---	---	-------------------	---------

また、住みなれた地域に住み続けたいという住民の希望を尊重するための取組が必要であり、ひとつの地域だけでは十分な機能を備えることが難しい場合には、地域の状況を踏まえ、地域がネットワークで結ばれることによって必要な機能を受容する取組を進める。

農業的土地利用については、食料の安定供給に不可欠な優良農地を確保し、県土保全等の多面的機能を持続的に発揮させるために良好な管理を行うとともに、農業の担い手への農地集積・集約を進めることなどを通じて、荒廃農地の発生防止及び解消と効率的な利用を図る。また、県土の保全、水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備及び保全を進める。

水循環については、都市的土地利用と農業的土地利用、自然的土地利用を通じて、都市における雨水の貯留・涵養の推進や農地、森林の適切な管理など、流域の総合かつ一体的な管理等により、健全な水循環の維持又は回復を図る。

大規模太陽光発電施設などの再生可能エネルギー関連施設の設置に際しては、周辺の土地利用状況や自然環境、景観、防災等に特に配慮する。

なお、森林、原野等、農地、宅地等の相互の土地利用の転換については、人口減少下においても一定量が見込まれるが、土地利用の可逆性が低いことに加え、生態系や健全な水循環、景観等にも影響を与えることから、土地利用の転換は慎重な配慮の下で計画的に行うことが重要である。

さらに、土地の所有者が、所有地の良好な管理と有効利用に努めることを基本としつつ、所有者が管理・利用できない場合や所有者の所在の把握が難しい場合には、所有者以外の者の管理・利用を促進するなど、「所有から利用へ」の観点に立った方策を検討することも必要である。

## (二) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土地利用

自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する県土地利用については、将来にわたって保全すべき自然環境や優れた自然条件を有している地域を核として、気候変動による影響も考慮しつつ、自然環境の保全・再生を進め、森、里、川、海の連環による生態系ネットワークの形成を図り、県民の福利や地域づくりに資する形での活用を推進する。なお、その際には、県土を形づくり、県民生活の基盤となる生物多様性及び生態系サービスの保全と持続可能な利用を基本とする。

自然環境の活用については、持続可能で魅力ある県土づくりや地域づくりを進めるため、社会資本整備や土地利用において、自然環境の有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用したグリーンインフ

令和二年三月三十一日

ラなどの取組を推進する。また、地域におけるバイオマス等の再生可能な資源やエネルギーの確保と循環的な利活用に努めるとともに、このような資源を生み出す里地里山の良好な管理と資源の利活用に係る知恵や技術を継承する。さらに、自然公園などの自然資源や、農山漁村における緑豊かな環境、人と地域の自然との関わりの中ではぐくまれた伝統や文化等を活かした観光や産品による雇用の創出及び経済循環を通じて、都市部や農山漁村など、様々な地域間相互の対流を促進する。これらに加え、美しい農山漁村、集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間など、地域の個性ある美しい景観の保全、再生、創出を進めるとともに、これらを活用した魅力ある地域づくりを進める。あわせて、地球温暖化への対応や水環境の改善等の観点から健全な水循環を維持し、又は回復するための取組を進める。

その際、県土には希少種等を含む様々な野生生物が生息・生育していることを踏まえつつ、外来種対策、野生鳥獣被害対策の推進など、生物多様性の確保と人間活動の調和を図ることなどを通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境を保全・再生・活用する県土地利用を進める。

## (三) 安全・安心を実現する県土地利用

安全・安心を実現する県土地利用については、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策を実施するとともに、災害リスクの把握及び周知を図った上で、災害リスクの高い地域については、土地利用を適切に制限することが必要である。その際、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるよう配慮する。同時に、中長期的な視点から、高齢者施設等の要配慮者利用施設や災害時に重要な役割が期待される公共施設等について災害リスクの低い地域への立地を促すことにより、より安全な地域への居住を誘導する取組を進めることも重要である。

また、経済社会上、重要な役割を果たす諸機能の適正な配置やバックアップを推進するとともに、交通、エネルギーやライフライン等の多重性・代替性を確保する。その他、被害拡大の防止、仮置場などの復旧復興の備えとしてのオープンスペースの確保、農地の保全管理、森林やその他の生態系の持つ県土保全機能の向上など、それぞれの段階における取組を通じて県土利用の面からも県土の安全性を総合的に高め、災害に強くしなやかな県土を構築する。

## 2 地域類型別の土地利用の基本方向

### (一) 都市

都市においては、人口減少下においても必要な都市機能を確保するとともに、むし

大分県報（告示）

五

この機会をとらえて環境負荷の少ない安全で暮らしやすい都市の形成を目指すことが重要である。このため、地域の状況等も踏まえつつ、都市機能や居住を中心部や生活拠点等に集約するとともに、郊外に拡大してきた市街地についても、集約するよう誘導していく。その際、低・未利用地や空き家等の有効利用などにより土地利用の効率化を図る。特に、空き家については、大幅に増加する可能性が高いため、一層の有効利用を図る必要がある。

また、地域の合意を踏まえ、災害リスクの高い地域への都市化の抑制や既に主要な都市機能が災害リスクの高い場所に立地している場合は、耐震化等により安全性の向上を促進していくことに加え、災害時の避難場所及びオープンスペースの確保に配慮しつつ、より安全な地域に集約を図ることも重要である。集約化する地域の外側についても、公共サービスのあり方や土地利用等について地域の状況に応じた対応を行う。

これらの取組により、より安全で環境負荷の低いまちづくりを進めるとともに、中心市街地の活性化など、街のにぎわいを取り戻し、高齢化にも対応したまちづくりを実現する。

さらに、集約化した都市間のネットワークを充実させることによつて、拠点性を有する複数の都市や周辺の農山漁村の相互の機能分担や対流を促進することを通じ、効率的な土地利用を図る。新たな土地需要がある場合には、既存の低・未利用地の再利用を優先させる一方、農林業的土地利用、自然的土地利用からの転換は抑制する。

都市防災については、地震等に対して延焼危険性や避難困難性の高い密集市街地等が依然として存在することから、安全性の向上の推進とともに、諸機能の分散配置やバックアップの整備、地域防災拠点の整備、オープンスペースの確保、交通・エネルギー・ライフラインの多重性・代替性の確保等により、災害に対する安全性を高め、災害に強い都市構造・県土構造の形成を図る。

また、健全な水循環の維持又は回復や資源・エネルギー利用の効率化等により、都市活動による環境への負荷の小さい都市の形成を図る。さらに、美しく良好なまちなみ景観の形成、豊かな居住環境の創出、緑地及び水辺空間による生態系ネットワークの形成等を通じた自然環境の保全・再生等により、美しくゆとりある環境の形成を図る。

## (二) 農山漁村

農山漁村は、生産と生活の場であるだけでなく、豊かな自然環境や美しい景観、水源の涵養など都市にとっても重要な様々な機能を有する。このため、農山漁村が県民

共有の財産であるという認識の下、地域特性を踏まえた良好な生活環境を整備するとともに、六次産業化などによる農林水産物の高付加価値化や新たな木材需要の創出等を通じた農林水産業の成長産業化等によって雇用促進や所得向上を図り、総合的に就業機会を確保すること等により、健全な地域社会を築く。また、急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め、周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成を進めることが有効である。

このような取組とともに、健全な水循環の維持又は回復、農業の担い手への農地の集積・集約、農地の良好な管理、野生鳥獣被害への対応、森林資源の循環利用や森林の適切な整備及び保全を進めること等により、農山漁村における集落を維持し、良好な県土管理を継続させるとともに美しい景観を保全・創出する。同時に、長い歴史の中で農林業など人間の働きかけを通じて形成されてきた里地里山などの二次的自然に適応した野生生物の生息・生育環境を適切に維持管理するとともに、「田園回帰」の流れも踏まえつつ、都市との機能分担や地方への移住・二地域居住などを含む共生・対流を促進する。

このような県土管理の取組は、農山漁村において地域資源と再生可能エネルギーを持続的に利活用する仕組みを構築することにもつながり、これにより、地域経済の活性化や災害リスクの低減、さらには災害時における被災地への食料供給等にも貢献することが期待される。

農地と宅地が混在する地域においては、地域住民の意向に配慮しつつ、農村地域の特性に応じた良好な生産及び生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の状況に応じた計画的かつ適切な土地利用を図る。

## (三) 自然維持地域

高い価値を有する原生的な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地及び優れた自然の風景地など、自然環境を保全、維持すべき地域については、都市や農山漁村を含めた生態系ネットワークの中核的な役割を果たすことから、野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性を確保し、これにより気候変動への順応性の高い生態系の確保を図りつつ、自然環境が劣化している場合は再生を図ること等により、適正に保全する。その際、外来種の侵入や野生鳥獣被害等の防止に努めるとともに、自然環境データの整備等を総合的に図る。また、適正な管理の下で、自然の特性を踏まえつつ自

然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用を図るなど、都市や農山漁村との適切な関係の構築を通じて、生物多様性に関する取組を社会に浸透させ、自然環境の保全・再生・活用を進める。

一の3の(二)及び(三)を次のように改める。

(二) 中部地域

本地域は、県の中央部に位置し、県都大分市を核として、政治、経済、文化、交通等各分野にわたり、本県における中核的役割を果たしている地域であり、今後は人口減少が進むことが予測されるものの、依然として産業の進展による都市的土地利用の拡大が見込まれることから、社会的・経済的条件を生かした商工業を中心とした地域の振興が図られている。

こうしたことから、今後の土地利用については、都市部においては、都市基盤の整備を推進しつつ、既成市街地における土地利用の高度化と環境の整備、市街化を図るべき区域における良好な市街地の形成等計画的な都市の整備を図る。また、農用地については、都市近郊の地理的条件を生かした農業生産基盤の整備を図る。さらに、優れた自然、歴史的文化財、温泉等を生かした広域観光ゾーンの形成等本地域の特性を生かしたものとする。

(三) 南部地域

本地域は、山岳が海にせまり、リアス式海岸特有の複雑な地形をしていることから、平坦部が極めて少ないが、良好な港湾、恵まれた水産資源等の優れた海域条件及び豊富な森林資源を有している地域であり、基幹産業の一つである工業や豊かな海を基盤とする水産業及び地域の特性を生かした農林業を中心とした地域の振興が図られている。

こうしたことから、今後の土地利用については、水産業の振興や美しい海岸線等を生かした海洋レジャー施設の整備、農業生産基盤の整備、森林資源の活用を促進するための林道網の整備等林業基盤の整備、生活環境施設の整備等本地域の特性を生かしたものとする。

一の4の(三)を次のように改める。

(三) 森林地域

森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する多面的機能の維持増進を図る必要がある地域である。

森林地域の土地利用については、森林が木材生産等の経済的機能を持つとともに、国土保全、水源の涵養、保健休養、自然環境の保全等の公益的機能を通じて県民生活

に大きく寄与していることにかんがみ、必要な森林の確保を図るとともに、森林の有する多面的機能が、高度に発揮されるようその整備を図るものとする。

森林地域における開発により、個別規制法の規制が及ばない白地地域が生じ、将来の無秩序な開発が懸念される場合には、当該地域の特性及び周辺地域との関連等を考慮して、他の個別規制法の区域・地域の指定による措置や条例制定による対応その他の措置を講じ、適正な土地利用の規制・誘導を図るものとする。

(1) 保安林（森林法第二十五条第一項並びに第二十五条の二第一項及び第二項に規定する保安林をいう。以下同じ。）については、国土保全、水源涵養、生活環境の保全等の多面的機能の積極的な維持増進を図るべきものであることにかんがみ、適正な管理を行うとともに、他用途への転用は行わないものとする。

(2) 保安林以外の森林地域については、経済的機能及び公益的機能の維持増進を図るものとし、林地の保全に特に留意すべき森林、施業方法を特定されている森林、水源として依存度の高い森林、優良人工造林地又はこれに準ずる天然林等の機能の高い森林については、極力他用途への転用を避けるものとする。

なお、森林を他用途へ転用する場合には、災害の発生、環境の悪化等に十分考慮するものとする。

一の4の(四)の(1)中「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、一の4の(四)の(2)中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に改める。

三を次のように改める。

該当なし

大分県土地利用基本計画図の変更

一 次の市町における森林地域の縮小

中津市、臼杵市、竹田市、宇佐市、豊後大野市、日出町

大分県告示第二百一十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和二年三月三十一日

一 施行者の名称  
大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 都市計画事業の種類及び名称

大分都市計画公園事業

八・五・二号 大友氏遺跡歴史公園

三 事業施行期間

変更前 平成十九年一月二十六日から平成三十二年三月三十一日

変更後 平成十九年一月二十六日から令和七年三月三十一日

四 事業地

1 収用の部分

平成二十八年三月十五日大分県告示第四百四十五号の事業地(八・八六ヘクタール)

に、大分市大字大分字堀ノ口(〇・一九ヘクタール)を加える。

2 使用の部分

変更なし

### ○訓 令 甲

大分県訓令甲第七号

本 庁

地方機関

大分県が施行する公共事業に伴う損失補償基準(昭和四十二年大分県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二十八条に次の一項を加える。

3 次条の規定による補償をする場合における第一項の規定により建物の所有者に補償する当該建物の移転料の額は、同項の費用の額から次条の規定により算定した額を控除した額とする。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(配偶者居住権を有する者に対する建物の移転に係る補償)

第二十八条の二 土地等の取得又は土地等の使用に係る土地にある建物が配偶者居住権の目的となつている場合において、当該建物の移転に伴い、当該配偶者居住権が消滅するものと認められるときは、当該配偶者居住権がない場合における当該建物の価格から当該配偶者居住権がある場合における当該建物の価格を控除した額を当該配偶者居住権を有する者に対して補償するものとする。この場合において、前条第一項後段の規定により補償する

こととなつた建物が配偶者居住権の目的となつている場合についても、同様とする。  
第三十七条第二項中「及び借家人」を「、借家人及び配偶者居住権を有する者」に改める。

#### 附 則

1 この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に土地等の権利者等と損失の補償等について協議中のものについては、なお従前の例によることができるものとする。

### ○警察本部訓令

大分県警察本部訓令第23号

警 察 学 校  
警 察 署

警察署及び警察学校の収入及び支出に関する事務等の決裁規程(平成21年大分県警察本部訓令第11号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

別表第2の(1)中「歳入の徴収停止、徴収猶予、履行期限の延長及び」を「、歳入の」に改め、同表の(10)中「第61条6項」を「第61条第6項」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第24号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

技能労務職員の給与及び旅費に関する規程(平成10年大分県警察本部訓令甲第8号)の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第1条中「第16条」を「第15条」に改め、「(臨時職員及び非常勤職員を除く。)」を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

大分県警察本部訓令第25号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令（昭和43年大分県警察本部訓令第21号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第1条中「第22条及び」を「第22条の3第1項若しくは」に、「並びに」を「又は」に、「に規定する臨時的任用職員の管理」を「の規定に基づき臨時的任用をされた者（以下「臨時的任用職員」という。）のうち大分県警察に属するものの任用及び勤務条件等」に改める。

第3条第1項中「履歴書、所属長面接意見書」を「臨時的任用職員申込書（第2号様式）、臨時的任用職員任用選考評価票（第2号様式の2）」に改め、「撮影」の次に「。第4項第1号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。」を加え、同条第4項中「この限りでない」を「公募によらないで選考を行うことができる」に改め、同項第3号と同項第4号とし、同項第2号中「よりがたい」を「より難しい」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 現に大分県警察で任用されている臨時的任用職員で勤務実績が良好であるものを選考の対象とする場合  
第3条に次の6項を加える。

5 前項第1号の規定により、公募によらないで選考を行う場合にあつても、同一の者を大分県警察において3年を超えて引き続き任用することはできない。ただし、新たに公募による選考を行う場合において同号の規定により引き続き3年間任用された者が、当該公募に応募することを妨げるものではない。

6 選考は、臨時的任用職員申込書による書類審査、面接その他必要と認める方法を用いて所属長が実施し、臨時的任用職員任用選考評価票により評価するものとする。

7 所属長は、臨時的任用職員を任用する場合は、任用予定者に対し同意書兼宣誓書（第3号様式）を2部交付し、勤務労働条件を明示するものとする。

8 所属長は、臨時的任用職員を任用した場合は、速やかに当該臨時的任用職員が署名押印した同意書兼宣誓書を1部提出させるとともに、当該職員にこの規程を交付しなければならない。

9 第4項第1号の規定により公募によらないで選考を行う場合の第1項及び第6項の規定の適用については、第1項中「臨時的任用職員任用選考評価票（第2号様式の2）」とあるのは「臨時的任用職員面談・人事評価調査（第4号様式）」と、第6項中「臨時的任用職員申込書による書類審査」とあるのは「勤務成績の評価」と、「臨時的任用職員任用選考評価票」とあるのは「臨時的任用職員面談・人事評価調査」とする。

10 所属長は、第4項第3号の規定により公募によらないで選考を行うおうとする場合には、臨時的任用職員個別協議書（第5号様式）により、警務部警務課長に協議するものとする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第5条の2第2項中「、やむを得ない事由があるときは」を削り、「第3号様式」を「第6号様式」に改め、同条第4項中「受理」を「受領」に、「第4号様式」を「第7号様式」に、「同項の」を「当該」に改める。

第6条から第10条までを次のように改める。

（面談及び人事評価）

第6条 所属長は、臨時的任用職員に対し、臨時的任用職員面談・人事評価調査により、警務部警務課長が別に定める方法で面談及び人事評価を行うものとする。

2 人事評価の結果は、評価を受ける臨時的任用職員の任用、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

第7条から第10条まで 削除

第12条（見出しを含む。）中「勤務時間」を「休日及び勤務時間」に改める。

第14条を次のように改める。

（年次有給休暇）

第14条 所属長は、次項に規定する要件を満たす臨時的任用職員に対し、定められた日数の年次有給休暇を付与しなければならない。

2 年次有給休暇を付与される臨時的任用職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 任用1年目の臨時的任用職員

(2) 任用2年目以降の臨時的任用職員であつて前年の全勤務日の8割以上出勤した者

- 3 前項第1号に掲げる臨時的任用職員に対し付与する年次有給休暇の日数は、任用期間1箇月（1箇月未満の端数は、切り上げる。）につき1日の割合で算出した日数とする。
- 4 第2項第1号に掲げる臨時的任用職員の任用期間が延長され、又は更新された場合（次項の場合を除く。）は、当該臨時的任用職員に対し、最初の任用の日から延長又は更新後の任用期間の末日までを任用期間として前項の規定により算定した年次有給休暇の日数から、既に付与した年次有給休暇の日数を減じて得た日数の年次有給休暇を付与する。
- 5 第2項第1号に掲げる臨時的任用職員の任用期間が延長され、又は更新されたことにより、当該任用期間が6箇月を超えることとなった場合は、12日から既に付与した日数を減じて得た日数の年次有給休暇を付与する。

- 6 第2項第2号に掲げる臨時的任用職員に対して付与する年次有給休暇の日数は、次表の左欄に掲げる任用年数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる付与日数とする。

任用年数	付与日数
2年目	13日
3年目	14日
4年目	16日
5年目	18日
6年目以上	20日

- 7 年次有給休暇の残日数は、12日（第2項第2号に掲げる臨時的任用職員は、前項の表の左欄に掲げる任用年数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる付与日数）を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

- 8 年次有給休暇は、時間を単位として与えることができる。この場合において、時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算するときは、7時間45分をもつて1日とする。

第14条の次に次の1条を加える。

（年次有給休暇以外の休暇）

- 第14条の2** 所属長は、臨時的任用職員に対し、別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 2 所属長は、臨時的任用職員（別表第2の2の項に掲げる場合にあつては任用1年目の臨時的任用職員であつて任用期間（任用期間が延長され、又は更新された場合は、任用の日から延長後又は更新後の任用期間の末日までの期間。別表第2において同じ。）が6箇月

以上と定められた臨時的任用職員又は任用2年日以降の臨時的任用職員に、同表の12の項及び13の項に掲げる場合にあつては大分県警察に引き続き在職している期間が6箇月以上の臨時的任用職員に限る。）に対し、別表第2の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。ただし、同表の7の項、12の項及び13の項に掲げる場合にあつては、1時間を単位として使用した無給の休暇を日に換算する場合には、7時間45分をもつて1日とする。

第19条を次のように改める。

（社会保険等）

- 第19条** 社会保険については、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の定めるところによる。

- 2 災害に対する補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

第19条の次に次の1条を加える。

（この訓令により難い場合の措置）

- 第20条** 所属長は、特別の事情によりこの訓令の定めによることのできない場合又はこの訓令の定めによることが著しく不相当である場合には、警務部警務課長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

別添の1中「日給 円」を「行政職 級 号」に改める。

別添中別紙を削る。

別添の次に次の2表を加える。

**別表第1**（第14条の2関係）

区分	休暇の期間
1 選挙権その他公民としての権利を行使する場合	その都度必要と認める時間
2 風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	その都度必要と認める日又は時間
3 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	正規職員の例により必要と認められる期間

**別表第2**（第14条の2関係）

区分	休暇の期間	
1 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	
2 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことやむを得ないと認められる場合	任用1年目に付与された年次有給休暇の日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間	10 生後満1年に達しない子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第10条第1項第2号の表の備考2において子に含まれるものとされる者を含む。以下この項及び12の項において同じ。）を育てる臨時的任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合
3 生理日の勤務が著しく困難な女性職員が生理休暇を請求した場合	その都度必要な期間	11 臨時的任用職員が、要介護者（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例第13条の2第1項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合
4 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条第1項に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週まで4週間に1回、満24週から満35週まで2週間に1回、満36週から分べんまで1週間に1回、産後1年までその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認める時間	12 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親又は同条第3号に掲げる者である職員に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている児童（第9条第1項に規定する児童を除く。）を含む。以下同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかつたその子の世話をを行うことをいう。）又はその子の母子保健法第12条若しくは第13条に規定する健康診査、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合
5 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合	その都度必要と認める時間	任用期間において5日（小学校就学の始期に達するまでの子を2人以上養育する場合にあつては、10日）を超えない範囲内でのその都度必要と認められる日又は時間
6 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要と認める時間	13 要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をを行う臨時的任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合
7 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合	14日を超えない範囲内でのその都度必要と認める日又は時間	任用期間において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）を超えない範囲内でのその都度必要と認められる日又は時間
8 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合	出産日までの申し出た期間	
9 女性職員が出産した場合	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（出産後6週間を経過した職員から就業について請求があり、かつ、医師が支障がな	

第1号様式中「日給額」を「給与」に改める。

第4号様式中「第4号様式」を「第7号様式」に改め、同様式を第7号様式とする。  
 第3号様式中「第3号様式」を「第6号様式」に改め、同様式を第6号様式とする。  
 第2号様式を次のように改める。

第2号様式 (第3条関係) 随時的任用職員申込書

私は、大分県警察臨時職員に応募したいので申し込みます。  
 なお、私は日本国籍を有しており、地方公務員法第16条のいすれにも該当しておりません。  
 また、この申込書の全ての記載事項に相違ありません。

年 月 日

写真  
 3か月以内撮影  
 されたもの  
 無帽・正面・上半身  
 (おはむかじゅから上)  
 たてよこ(4cm×3cm)

フリガナ		
氏名	印	
生年月日	年 月 日	
居住所 〒( ) ( )	電話(市外番から記入) ( ) ( )	
上記以外の連絡先(学生等で師長先等がある方は記入してください) 〒( ) ( )	電話(市外番から記入) ( ) ( )	

年月(和暦)	年 月	経 歴 (学歴及び職歴等、別紙可)
資格・免許		
運転免許 (○で囲む)	大型・普通(AT・MT)・二輪(大型・普通・小型)・原付・持っている	あり・なし
通勤に使用可能な車両の保有状況		
パソコン技能 (○で囲む)	Microsoft Word	かなり使える・ある程度は使える・入力程度はできる・ほとんど使えない
	Microsoft Excel	かなり使える・ある程度は使える・入力程度はできる・ほとんど使えない
健康状態 (○で囲む)	健康	やや不安・加齢中( )
特技・趣味	趣味	
長所・短所	長所	短所
志望の動機 及び 自己PR		
特に申し立て おきたいこと		

第2号様式の次に次の4様式を加える。

第2号様式の2 (第3条関係)

(表)  
臨時的任用職員任用選考評価票

所 属

業務内容

氏 名

生年月日

選考年月日： 年 月 日

評価項目	主な着眼点	評価		特記事項
		審査者(1) 3~1	審査者(2) 3~1	
1 経歴	職務遂行上望ましい経歴を有しているか。			
2 資格・免許	職務遂行上望ましい資格・免許を有しているか。			
3 志望動機	熱意や意欲を感じられるか。			
4				
評価(得点)基準		3 最通	2 通	1 可
その他特記事項				
一次選考結果	順位	合	否	合格・不合格
審査者(1) 職氏名				㊸
審査者(2) 職氏名				㊸

※業務内容に応じて適宜評価項目を追加すること。

(表)

選考年月日： 年 月 日

評価項目	主な着眼点	評価		特記事項
		審査者(1) 5~1	審査者(2) 5~1	
1 態度	真面目で落ち着いているか。			
2 表現力	わかりやすく、的確に回答しているか。			
3 責任感	自らの行動、決定に責任を持つようとしているか。			
4 倫理性	公務員として倫理観に欠けることはないか。			
5 積極性	積極的・主体的に取組む姿勢が見られるか。			
6 自主性	前向きな意見や考え、向上心を持つているか。			
7 職場適応力	人間関係をうまく作れそうか。			
8 知識	業務に必要な知識・技術を有しているか。			
9 技術				
評価(得点)基準	5 優れている ← 3 適 → 2 劣っている 1	得点	得点	合計得点
その他特記事項		点	点	点
面接選考結果	順位			
審査者(1) 職氏名	◎			
審査者(2) 職氏名	◎			
評価項目	主な着眼点	評価		特記事項
1		審査者(1) ~	審査者(2) ~	
2				
3				
4				
5				
評価(得点)		得点	得点	合計得点
その他特記事項		点	点	点
その他選考結果	順位			
審査者(1) 職氏名	◎			
審査者(2) 職氏名	◎			
二次選考結果	合計得点	順位	合否	合格・不合格
二次選考結果	点	点	点	点
二次選考結果	点	点	点	点

※その他選考については、所属長の判断で行うこととし、評価項目、配点等についても所属長が定めること。

第3号様式（第3条関係）

同 意 書 兼 宣 誓 書 第 項 第 号 に 基 つ く 臨 時 的 任 用

職員として採用されるに当たり、下記の勤務条件に同意します。警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当たれることを固く誓います。

1 任用期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 職務所属 臨時任用職員とする。

3 職 給 臨時任用職員とする。

4 給 料 職員の給与に関する条例の定めるところによる。

5 当 給 (任期の途中で給料及び手当が改定されることがある。)

6 給与の支払 職員の給与に関する条例の定めるところによる。

7 社会保険 地方公務員等共済組合法の定めるところによる。

8 勤務時間 正規職員に準ずる。

9 時間外勤務 正規職員に準ずる。

10 休憩時間 正規職員に準ずる。

11 休日 正規職員に準ずる。

12 職務 正規職員に準ずる。

13 休 暇 (1) 年次有給休暇 (付与日数 日、繰越日数 日 時間)

(2) その他の休暇

①有給休暇

・選考権その他公民としての権利を行使する場合

・風水震災災その他非常災害により交通が遮断された場合

・ 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められるとき

②無給休暇

公務傷病、病欠休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康

管理休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の

介護休暇及び介護時間

③休業（無給）

部分休業

14 退 職 任用期間満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出る

こと。

15 懲 戒 正規職員に準ずる。

16 災害補償 地方公務員災害補償法の定めるところによる。

17 再任用 任用期間満了後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ勤務成績等が良好であるときに限り、連続する3年の範囲内で、公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、任期を定めたる任用であり、年 月 日（※任用予定期間満了日の翌日）以降の任用を保障するものではない。

18 その他 休業中の職員の休業等の状況により任用期間の変更を行うことがある。

※勤務労働条件については、以上によるほかは、大分県警察の臨時的任用職員の管理に関する訓令の定めるところによる。

年 月 日 大分県警察本部長 殿 氏 名 ⑨

第4号様式 (第3条及び第6条関係) 臨時的任用職員面談・人事評価調査

●基本的事項

所属	氏名
業務内容	
当初任用年月日	年 月 日
現任任期	自： 年 月 日 至： 年 月 日

●面談結果

職務上の課題等についての取組状況  
職務上期待を寄与していることと、職務での悩み・ストレスなど  
現任任期満了後の再任用の希望

希望する ・ 希望しない

●人事評価

評価期間	年 月 日 から	年 月 日 まで
評価要項	評価点	評価
倫理観 法令遵守		
意欲 やりがい		
チームワーク		
知識・技術		
コミュニケーション能力		
業務遂行能力		
成果		
評価結果	総合評価	評価者記入欄
A(8点)	個	人事評価の総括・勤務状況等
B(6点)	個	に対する意見
C(4点)	個	
D(2点)	個	
E(0点)	個	
得点計		
総合評価		

●公募によらない再選の任用について

公募によらない選考の実施の可否についての所属意見

可 ・ 不可 ・ 本人希望なし

選考結果 合格 ・ 不合格

作成責任者 職氏名 ㊟

第5号様式 (第3条関係)

臨時的任用職員個別協議書

警務部警務課長 殿

所属長

第 年 月 日

臨時的任用職員の任用について、下記の事情により、公募によらないで選考を行う必要があるの  
協議します。

記

業務内容	
任用予定期間	
【公募により難い事情】	
【公募によらないで選考をする場合の任用候補者確保方法】	
【添付資料】	

**附 則**

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

**大分県警察本部訓令第26号**

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

**大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程**

(趣旨)

**第1条** この訓令は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号に規定する非常勤の顧問、参事、調査員及び嘱託員（以下「特別職非常勤職員」という。）並びに法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「会計年度任用職員」という。）のうち、大分県警察に属するものの任用、報酬その他の給付、勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(配置)

**第2条** 所属長は、会計年度任用職員を配置する必要が生じた場合は、配置の期間、人員及び業務内容を明示し、警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に協議しなければならない。

2 所属長は、前項の配置の期間、人員及び業務内容を変更する必要がある場合は、あらかじめ、警務課長に協議しなければならない。  
(特別職非常勤職員の任用)

**第3条** 特別職非常勤職員は、当該職に必要な学識・経験又は職務遂行に必要な能力を有する者を警察本部長（以下「本部長」という。）が任命するものとする。

2 所属長は、当該職に必要な学識・経験又は職務遂行に必要な能力を有するかどうかを判定するため、任用しようとする者に対して面接を行うものとする。

3 特別職非常勤職員を任用する場合は、次に掲げる書類に基づき行うものとする。

- (1) 履歴書
- (2) 写真

(3) 健康診断書

(4) 面接意見書（第1号様式）

(5) 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し

4 特別職非常勤職員を任用しようとする所属長は、特別職非常勤職員任用内申書（第2号様式）に、前項各号に掲げる書類を添付し、本部長に内申するものとする。

5 本部長は、前項の規定による内申を適当と認めた場合は、人事異動通知書（第3号様式）を所属長を経由して本人に交付するものとする。

6 所属長は、特別職非常勤職員を任用するときは、当該職員に対し特別職非常勤職員勤務労働条件通知書（第4号様式）により勤務労働条件を明示するものとする。

7 所属長は、任用後、特別職非常勤職員に対してこの規程を交付するものとする。  
(任用制限)

**第4条** 次に掲げる者は、特別職非常勤職員として任用できないものとする。

- (1) 法第16条に掲げる事由に該当する者
- (2) 職務の遂行に必要な健康度を有しないと認められる者
- (3) その他職員としての適格性を欠くと認められる者

(会計年度任用職員の任用)

**第5条** 会計年度任用職員は、職員の任用に関する規則（昭和32年大分県人事委員会規則第11号）第14条第1項第12号の規定に基づき、選考により本部長が任命するものとする。

2 会計年度任用職員を任用しようとする所属長は、公募を行い、応募があった者について選考を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、公募によらないで選考を行うことができる。

- (1) 現に大分県警察で任用されている会計年度任用職員で勤務実績が良好であるものを選考の対象とする場合
- (2) 公募を行った結果、有効な応募がなかった場合又は公募による選考を行った結果、職務遂行に必要な能力を有すると認められる者がいなかった場合
- (3) 設置される職が、必要とされる知識、経験、技能等の内容又は任用の緊急性等の事情により、公募により難しいと警務課長が認める場合

3 前項第1号の規定により、公募によらないで選考を行う場合にあつても、同一の者を大分県警察において5年を超えて引き続き任用することはできない。ただし、新たに公募による選考を行う場合において5年を超えて引き続き任用されようとする者が、当該公募に応募することを妨げるものではない。

4 選考は、会計年度任用職員申込書（第5号様式）による書類審査、面接その他必要と認

<p>める方法により所属長が実施し、会計年度任用職員選考評価票（第6号様式）により評価するものとする。</p> <p>5 所属長は、選考の結果適当と認めた場合は、会計年度任用職員任用内申書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添付し、本部長に内申するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 会計年度任用職員申込書</li> <li>(2) 会計年度任用職員選考評価票</li> <li>(3) 職務遂行上必要とされる資格又は免許の写し</li> <li>(4) 健康診断書（第2項第1号の規定により公募によらないで選考を行う場合を除く。）</li> <li>(5) 戸籍抄本又は住民票（本籍地の記載があるもの）</li> <li>(6) 報酬額算定の基礎となる資料</li> </ol> <p>6 本部長は、前項の規定による内申を適当と認めた場合は、人事異動通知書を所属長を経由して本人に交付するものとする。</p> <p>7 所属長は、会計年度任用職員を任用する場合は、任用予定者に対し、会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書（第8号様式）を2部交付し、勤務労働条件を明示するものとする。</p> <p>8 所属長は、会計年度任用職員を任用した場合は、速やかに、当該職員が署名押印した会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書を1部提出させるとともに、当該職員にこの規程を交付するものとする。</p> <p>9 第2項第1号の規定により公募によらないで選考を行う場合の第4項及び第5項の規定の適用については、第4項中「会計年度任用職員申込書（第5号様式）」による書類審査」とあるのは「勤務成績の評価」と、「会計年度任用職員選考評価票（第6号様式）」とあるのは「会計年度任用職員面談・人事評価書（第9号様式）」と、第5項中「会計年度任用職員選考評価票」とあるのは「会計年度任用職員面談・人事評価書」とする。</p> <p>10 所属長は、第2項第3号の規定により公募によらないで選考を行う場合には、警務課長に協議するものとする。</p> <p>(任期)</p> <p><b>第6条</b> 特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の任期は、その任用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で定めるものとする。</p> <p>(異動等)</p> <p><b>第7条</b> 本部長は、組織の改廃、業務の都合等により特別職非常勤職員又は会計年度任用職員の就業の場所又は従事する業務の変更（次項において「異動等」という。）を命ずることがができる。</p>	<p>2 本部長は、前項の規定による特別職非常勤職員又は会計年度任用職員の異動等を行う場合は、人事異動通知書を所属長を経由して本人に交付するものとする。</p> <p>(分限又は懲戒)</p> <p><b>第8条</b> 所属長は、会計年度任用職員に分限又は懲戒の処分を行う必要があると認める場合は、警務課長に協議するものとする。</p> <p>(免職の予告)</p> <p><b>第9条</b> 本部長は、法第28条第1項又は法第29条第1項の規定により会計年度任用職員を免職しようとする場合は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条第1項の規定に基づき、免職の予告を行うものとする。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は会計年度任用職員の責に帰すべき事由に基づいて免職する場合において、労働基準監督機関から同条第3項において準用する同法第19条第2項の規定により解雇予告の除外の認定を受けたときは、この限りでない。</p> <p>(解職)</p> <p><b>第10条</b> 本部長は、特別職非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、解職することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 勤務実績が良くない場合</li> <li>(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合</li> <li>(3) 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合</li> <li>(4) 予算の減少その他やむを得ない事由により座職を生じた場合</li> <li>(5) 第29条第1項の規定に著しく違反した場合</li> <li>(6) 職務上の義務に違反し、又は義務を怠った場合</li> <li>(7) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合</li> <li>(8) 法第16条各号のいずれかに該当するに至った場合</li> </ol> <p>2 前項の規定に基づき解職するときは、人事異動通知書を交付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、本部長は、特別職非常勤職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に規定する期間解職することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり療養のために休業する場合 当該休業する期間及びその後30日間</li> <li>(2) 産前産後の女性であって、労働基準法第65条の規定により休業する場合 当該休業する期間及びその後30日間</li> </ol> <p>(解職の予告)</p> <p><b>第11条</b> 特別職非常勤職員を前条第1項の規定に基づき解職しようとする場合は、労働基準</p>
--	---

法第20条第1項の規定に基づき解職予告通知書(第10号様式)により解職の予告を行うものとする。ただし、天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となった場合又は特別職非常勤職員の責に帰すべき事由に基づいて解職する場合において、労働基準監督機関から解雇予告の除外の認定を受けたときは、この限りでない。

2 所属長は、前項の解職の予告を行おうとするときは、特別職非常勤職員解職内申書(第11号様式)に解職予告通知書の案を添付し、本部長に内申するものとする。

(退職)

**第12条** 特別職非常勤職員及び会計年度任用職員は、任期の満了によって当然に退職するものとする。

2 特別職非常勤職員及び会計年度任用職員は、任期満了前に退職願(第12号様式)により、退職を申し出ることができる。

3 前項の退職願は、退職しようとする日の2週間前までに所属長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

4 所属長は、第2項の退職願を受領した場合は、次の各号に掲げる職員に応じ、当該各号に定める内申書に当該退職願を添付し、本部長に内申するものとする。

(1) 特別職非常勤職員 特別職非常勤職員解職内申書

(2) 会計年度任用職員 会計年度任用職員退職内申書(第13号様式)

5 本部長は、前項の規定による内申を適当と認めた場合は、人事異動通知書を所属長を経由して本人に交付するものとする。

(面接及び人事評価)

**第13条** 所属長は、会計年度任用職員に対し、会計年度任用職員面談・人事評価書により、警務課長が別に定める方法で面談及び人事評価を行うものとする。

2 会計年度任用職員の人事評価の結果は、評価を受ける会計年度任用職員の任用、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。

(報酬)

**第14条** 特別職非常勤職員の報酬は、1日当たりの額で定める報酬(以下「日額報酬」という。 ) については勤務日数に、1回当たりの額で定める報酬(以下「回額報酬」という。 ) については勤務回数に、1時間当たりの額で定める報酬(以下「時間報酬」という。 ) については勤務時間数に応じて支給するものとする。

2 特別職非常勤職員の報酬の額は、附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例(昭和31年大分県条例第74号。以下「費用弁償条例」という。 ) 第3条に定める額を超えない範囲内において、常勤職員(一般職の常勤職員をいう。以下同じ。 ) の給与との均衡を考慮し

て、予算の範囲内において任用を担当する所属長が決定するものとする。

3 会計年度任用職員の報酬の額は、常勤職員との権衡、当該会計年度任用職員の業務内容等を考慮して、予算の範囲内において警務課長が決定するものとする。

4 会計年度任用職員の報酬の額は、常勤職員の給与の改定等により、任期の途中において、改定することができる。この場合において、本部長は、会計年度任用職員に対し、報酬額改定通知書(第14号様式)を交付するものとする。

5 第24条第1項ただし書の規定により時間外勤務(第23条第3項の規定により決定された勤務時間以外の時間における勤務をいう。以下同じ。 ) を命ぜられた会計年度任用職員には、時間外勤務の全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する1時間当たりの報酬額(端数処理前の額をいう。以下同じ。 ) に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に掲げる割合(その勤務が深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。 ) において行われた場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を報酬として支給するものとする。

(1) 1日において7時間45分以内で行われた勤務(第3号の勤務を除く。 ) 100分の100

(2) 1日において7時間45分を超えて行われた勤務 100分の125

(3) 1週間について38時間45分を超えて行われた勤務(前号の勤務を除く。 ) 100分の125

6 第23条第4項の規定により割り振られた会計年度任用職員の1日の勤務時間が、7時間45分を超える場合は、7時間45分を超えた全時間に対して、勤務1時間につき、第16条第2項に規定する1時間当たりの報酬額に100分の25を乗じて得た額を報酬として支給するものとする。

7 勤務1時間当たりの報酬額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(報酬の支給方法)

**第15条** 特別職非常勤職員の日額報酬、回額報酬及び時間報酬は、その都度又は支給事由の生じた月の分を翌月10日以後に支給するものとする。

2 特別職非常勤職員に対する1月当たりの額で定める報酬は、常勤職員の例により支給するものとする。

3 会計年度任用職員に対する報酬は、支給事由の生じた月の分を翌月10日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。 ) に当たる場合は、その翌日以後において、その日に最も

近い日曜日、土曜日又は祝日法による休日でない日)に支給するものとする。  
(報酬の減額)

**第16条** 会計年度任用職員が、勤務時間が割り振られた時間の一部について勤務しなかった場合(有給の休暇を取得した場合を除く。)は、支給事由の生じた月中のその勤務しなかった全時間数(1時間未満の端数が生じた場合は、その端数が30分以上のときはこれを1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。)について、次項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額するものとする。

2 1時間当たりの報酬額は、日額報酬の額を1日の所定勤務時間で除して得た額とする。  
3 前項に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、50銭未満の端数を生じた場合はこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じた場合はこれを1円に切り上げるものとする。  
(通勤に係る費用弁償)

**第17条** 費用弁償条例第4条第5項の規定に基づき、特別職非常勤職員については、通勤のために要する費用(以下「通勤費用」という。)に相当する額を弁償するものとする。

2 会計年度任用職員が職員の給与に関する条例(昭和32年大分県条例第39号。以下「給与条例」という。)第13条の6第1項に規定する職員としての要件を具備するに至ったときは、通勤費用を弁償するものとする。

3 1日当たりの通勤費用の額は、常勤職員の通勤手当の例により算出した月額を、警務部長が別に定める数で除して得た額とする。

4 前項の規定により算出した通勤費用の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、通勤費用の支給に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。

(旅行に係る費用弁償)

**第18条** 費用弁償条例第4条第3項に規定する特別職非常勤職員が相当するとみなされる職務の級は、職員等の旅費に関する条例(昭和26年大分県条例第28号。以下「旅費条例」という。)に規定する5級以下の職務にある者とする。ただし、これにより難しい場合は、警務課長に協議するものとする。

2 会計年度任用職員が公務のため旅行した場合は、その費用を弁償するものとする。

3 前項の規定により弁償する費用の種類は、旅費条例第6条第1項の鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊料、食卓料及び旅行雑費(以下「鉄道賃等」という。)とする。

4 会計年度任用職員の鉄道賃等の額は、給与条例別表第一の行政職給料表の5級以下の職務にある常勤職員の鉄道賃等の額に相当する額とする。

5 会計年度任用職員の鉄道賃等の支給方法は、この訓令に定めるもののほか、常勤職員の場合によるものとする。

6 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員が居住地から直接公務のために旅行する場合は、居住地から目的地に至る費用の額が在勤地から目的地に至る費用の額より多いときにあっても、居住地から目的地までの費用を弁償するものとする。

(報酬条例第2条第1項の任命権者が定めるもの等)

**第19条** 会計年度任用職員の報酬等に関する条例(令和元年大分県条例第4号。以下「報酬条例」という。)第2条第1項の任命権者が定めるものは、次に掲げる者とする。

(1) 任期が6箇月未満の者

(2) 6月1日又は12月1日(以下「基準日」という。)における1箇月当たりの所定勤務時間が65時間以下の者

2 任期が6箇月未満の者のうち、当該任期と次に掲げる期間との合計が6箇月以上となるものは、任期が6箇月以上の者とみなす。

(1) 期末手当の基準日の属する会計年度の前会計年度に大分県警察において会計年度任用職員として任用されていた者が当該基準日まで引き続き会計年度任用職員として任用された場合における当該前会計年度において在職した期間

(2) 給与条例の適用を受ける職員又は期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和39年大分県人事委員会規則第4号)第7条第1項第1号から第4号までに掲げる職員(以下この条及び次条において「職員等」という。)から引き続き会計年度任用職員として任用された場合における当該職員等として在職した期間(当該会計年度任用職員として基準日まで引き続き在職している場合に限る。)

(期末手当の在職期間の特例)

**第20条** 会計年度任用職員の期末手当の算定の基礎となる在職期間には、基準日以前6箇月以内の期間において、会計年度任用職員として在職した期間(大分県警察において引き続き在職したものに限り)を算入するものとする。

2 基準日前1箇月以内において退職した職員等の当該職員等としての在職期間は、会計年度任用職員の期末手当の算定の基礎となる在職期間に算入しないものとする。

3 期末手当及び勤勉手当に関する規則第7条第1項第5号から第7号までに掲げる職員から引き続き会計年度任用職員として任用された場合における当該職員として在職した期間は、会計年度任用職員の期末手当の算定の基礎となる在職期間に算入しないものとする。  
(期末手当基礎額)

**第21条** 会計年度任用職員に係る期末手当基礎額は、それぞれその基準日（退職し、又は死亡した会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日）が属する月において、その者が受けるべき1箇月分の報酬の額とする。

（期末手当の支給日の特例）

**第22条** 基準日に新たに任用された会計年度任用職員に対する期末手当の支給日は、警務課長が別に定める。

（勤務時間及び勤務日数）

**第23条** 特別職非常勤職員の勤務時間及び勤務日数は、所属長が別に定める。

2 所属長は、特別職非常勤職員の設置等により勤務時間及び勤務日数を決定し、又は変更する必要がある場合は、警務課長に協議するものとする。

3 会計年度任用職員の勤務時間は、1日につき6時間45分とし、その勤務日数は、1箇月につき勤務日数が18日を超えない範囲内において所属長が決定するものとする。

4 特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の勤務時間の割り振りは、所属長が行うものとする。

5 日曜日及び土曜日並びに祝日法による休日及び年末年始の休日（12月29日から翌年の1月3日までの日を含む、祝日法による休日を除く。）には、特別職非常勤職員及び会計年度任用職員のうち特に勤務を命ぜられるものを除き、勤務時間を割り振らないものとする。

6 会計年度任用職員の週休日（勤務時間を割り振らない日を含む。以下同じ。）の振替及び勤務時間の割り振りの変更は、事前に当該職員の同意を得て、所属長が行うことができる。ただし、変更後の勤務時間は、1週間につき38時間45分以内とし、毎週少なくとも1回の週休日を置かなくはならず、変更後の勤務時間は深夜にわたってはならない。  
（時間外勤務）

**第24条** 所属長は、会計年度任用職員に対し、時間外勤務を命じてはならない。ただし、災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある場合で、所属長が勤務を必要と認めるときは、この限りでない。

2 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、常勤職員の例による。

（年次有給休暇）

**第25条** 所属長は、第3項に定める要件を満たす会計年度任用職員に対し、定められた日数の年次有給休暇を付与しなければならない。

2 年次有給休暇の取得については、その時季につき、所属長の承認を得なければならない。

い。この場合において、所属長は、公務の正常な運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならない。

3 年次有給休暇を付与される会計年度任用職員は、任用初年度の者及び任用2年度日以降の者であって前年度の全勤務日の8割以上出勤したものである。

4 会計年度任用職員に付与される年次有給休暇の日数は、次表の左欄に掲げる継続勤務年数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる日数とする。

継続勤務年数	日数
初年度	7日
2年度	8日
3年度	9日
4年度	10日
5年度	12日
6年度	13日
7年度以上	15日

5 一 会計年度における任期が6箇月未満となる会計年度任用職員（任用初年度における任用の日から現に任用されている任期の末日までの間が6箇月以上である者を除く。）に付与する年次有給休暇の日数は、前項の規定にかかわらず、前項の表の初年度の項に掲げる日数に、当該年度の任用予定月数を乗じて得た数を6で除して得た日数（1未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数）とする。この場合において、当該年度内の任用予定月数は、任期の総日数を30で除して得た数（1未満の端数がある場合は、これを切り捨てた数）とする。

6 年次有給休暇の残日数は、継続勤務年数に応じて当該年度に付与された日数を限度として、次の1年間に繰り越すことができる。

7 年次有給休暇は、時間を単位として与えることができる。

8 時間を単位として与えられた年次有給休暇を日に換算する場合は、6時間45分をもって一日とする。

（年次有給休暇以外の休暇）

**第26条** 所属長は、会計年度任用職員に対し、別表第1の左欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 所属長は、会計年度任用職員（別表第2の11の項及び12の項に掲げる場合）にあっては、

大分県警察の職に引き続き在職している期間が6箇月以上の会計年度任用職員に、同表の13の項に掲げる場合にあつては大分県警察の職に引き続き在職している期間が1年以上であり、かつ、同項の申出において指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6箇月を経過する日までの間にその任期が満了すること及び大分県警察の職に引き続き任用されないことが明らかでない会計年度任用職員に、同表の14の項に掲げる場合にあつては、大分県警察の職に引き続き在職している期間が1年以上であるものに限る。) に対し、別表第2の左欄に掲げる原因に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。この場合において、同表の7の項、11の項及び12の項に掲げる場合で、1時間を単位として使用した無給の休暇を日に換算するときは、前条第8項の例による。

(休暇の請求等の手続)

**第27条** 会計年度任用職員の休暇の請求の手続は、常勤職員の例による。

(育児休業及び部分休業)

**第28条** 職員の育児休業等に関する条例施行規程(平成20年大分県警察本部訓令第9号)第2条から第4条まで及び第10条から第12条までの規定は、会計年度任用職員の育児休業及び部分休業について準用する。この場合において、第2条第1項中「育児休業承認(期間延長)請求書(第1号様式)」とあるのは「会計年度任用職員育児休業承認(期間延長)請求書(第15号様式)」と、第2条第2項中「育児休業等の承認(期間延長)請求に係る所属長の意見書(第2号様式)」とあるのは「会計年度任用職員の育児休業の承認(期間延長)請求に係る所属長の意見書(第16号様式)」と読み替えるものとする。

2 職員の育児休業等に関する条例(平成4年大分県条例第4号。以下この条において「育児休業条例」という。)第2条第4号イ(3)の任命権者が定める非常勤職員は、全ての会計年度任用職員とする。

3 育児休業条例第2条の3第3号ロ及び第2条の4第2号の任命権者が定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 育児休業条例第2条の3第3号ロ又は第2条の4第2号に規定する当該子について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間(育児休業条例第2条の4第2号に掲げる場合にあつては、当該子の1歳6箇月到達日後の期間)について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業条例第2条の3第3号ロ又は第2条の4第2号に規定する当該子を養育している当該子の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する里親であつて養子縁組によつて養親となることを希望しているもの若しくは同条第2号に規定する養育里親である者(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。)を含む。以下この項において同じ。)である配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)であつて当該子の1歳到達日後の期間(育児休業条例第2条の4第2号に掲げる場合にあつては、当該子の1歳6箇月到達日後の期間)について常態として当該子を養育する予定であつたものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

4 育児休業条例第24条第2号ロの任命権者が定める非常勤職員は、全ての会計年度任用職員とする。

(服務)

**第29条** 特別職非常勤職員の服務については、法第30条及び第32条から第35条までの規定並びにこれらの規定に基づき制定された大分県条例及び大分県警察本部訓令の規定を準用するものとする。ただし、職務の性質上これにより難しいものについては、この限りでない。

2 会計年度任用職員の服務については、常勤職員の例(大分県警察における処務に関する訓令(昭和46年大分県警察本部訓令第12号)第31条の規定を除く。)によるものとする。(営利企業への従事等の届出)

**第30条** 会計年度任用職員は、法第38条第1項の営利企業への従事等をする場合は、あらかじめ、営利企業従事等届(第17号様式)を所属長を経由して本部長に提出しなければならぬ。

（社会保険）

**第31条** 所属長は、会計年度任用職員を任用したときは、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入させなければならない。  
（災害補償）

**第32条** 会計年度任用職員を任用する場合の災害に対する補償については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年大分県条例第1号）の定めるところによる。

（職員台帳の整備）

**第33条** 本部長は、特別職非常勤職員及び会計年度任用職員について、必要な簿冊を備え付けて、特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の現況を常に明確にしておくものとする。  
（この訓令により難しい場合の措置）

**第34条** 所属長は、特別の事情によりこの訓令の定めによることができない場合又はこの訓令の定めによることが著しく不相当であると認める場合には、警務課長の承認を得て別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、令和2年4月1日から施行する。  
（大分県警察の非常勤職員の管理に関する規程の廃止）
- 大分県警察の非常勤職員の管理に関する規程（平成30年大分県警察本部訓令第11号）は、廃止する。

別表第1（第26条関係）

原因	休暇の期間
1 風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる日又は時間
2 選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる日又は時間
3 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出席する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる日又は時間

4 会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、当該会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

別表第2（第26条関係）

原因	休暇の期間
1 公務上の負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
2 負傷又は疾病（公務上のものを除く。）のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	一の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において、第25条第4項の表の初年度の項に掲げる日数を超えない範囲でその都度必要と認められる期間
3 女性職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間
4 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条の保健指導又は同法第13条の健康診査を受ける場合	妊娠満23週まで4週間に1回、満24週から満35週まで2週間に1回、満36週から分べんまで1週間に1回、産後1年までその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）、1回につき1日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間
5 妊娠中の女性職員が、従事する業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、休息し、又は補食する場合	その都度必要と認められる時間
6 妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	第23条第4項の規定により割り振られた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で各々必要と認められる時間

7 妊娠中の女性職員が妊娠障害のため勤務することが困難である場合	出産の日までの申し出た期間において14日を超えない範囲内での都度必要と認める日又は時間	<p>13 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>14 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	
8 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間		<p>13 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該世話をを行うため、会計年度任用職員の申出に基づき、当該要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>14 要介護者の介護をする会計年度任用職員が、当該世話をを行うため、当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合</p>
9 女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）		
10 生後1年に達しない子（職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例（昭和26年大分県条例第35号）第10条第1項第2号の表の備考2において子に含まれる者とされる者を含む。以下この項及び次項において同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回各々30分		
11 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子及び児童福祉法第6条の4第1号に規定する養育里親又は同条第3号に掲げる者である職員に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている児童（第9条第1項に規定する児童を除く。）を含む。以下この項において同じ。）を養育する会計年度任用職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話のことをいう。）又はその子の母子保健法第12条若しくは第13条の健康診査、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する健康診断若しくは予防接種の付添いのため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年度において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の日又は時間		
12 要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他警務課長の定める者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の警	一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては10日）の範囲内の日又は時間		



第3号様式 (第3条、第5条、第7条、第10条、第12条関係)

大分県警察

## 人事異動通知書

「辞令書」

(氏名)	(現職)
(異動内容)	
年 月 日	
任命権者	
大分県警察本部長	

令和二年三月三十一日

第4号様式 (第3条関係)

## 特別職非常勤職員勤務労働条件通知書

殿

1 任用根拠	地方公務員法第3条第3項第3号(特別職非常勤職員)
2 任用	年 月 日から 年 月 日までとする。
3 勤務所属	
4 嘱託業務	
5 報酬	円とする。
6 報酬の支払	
7 手当	職務を行うために要する費用の弁償
8 社会保障	法令の定めるところによる。
9 勤務時間	
10 時間外勤務	なし
11 休憩時間	
12 勤務日	
13 休日	
14 休暇	
15 退職	

(1) 任期満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届け出ること。  
(2) 次に該当する場合は、解職されることがある。この場合において、原則30日前までに解職の予告を行う。

① 勤務実績が良くない場合  
② 心身の故障のため、勤務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合  
③ ①及び②のほかその職に必要な適格性を欠く場合  
④ 予算の減少その他やむを得ない事由により降職を生じた場合  
⑤ 大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程第29条第1項の規定に著しく違反した場合  
⑥ 職務上の義務に違反し、又は義務を怠った場合  
⑦ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合  
⑧ 地方公務員法第16条各号のいずれかに該当するに至った場合

16 災害補償 法令及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

17 その他特記事項

年 月 日 所属 長

大分県報(警察本部訓令)

二五





第8号様式(第5条関係)

会計年度任用職員勤務労働条件同意書兼宣誓書

任用根拠 地方公務員法第22条の2第1項第1号(会計年度任用職員)

任期 年 月 日から 年 月 日までとする。

条件付採用 地方公務員法第22条及び第22条の2第7項の規定により採用後1箇月間は条件付採用とする。

条件付採用期間の開始後1箇月間において実際に勤務した日数が15日に満たない場合には、その日数が15日に達するまで、その条件付採用の期間を延長する。

勤務所属 円とする。

業務内容

報酬/給料

報酬の支払 (任期の途中で改定されることがある。)

手当等 通勤費用の弁償、期末手当(※支給において必要な要件を満たしている場合に限り。) 法令の定めるところによる。

社会保険

勤務時間

時間外勤務 なし(災害その他避けることができない事由によって臨時の必要がある場合を除く。)

休憩時間

勤務日

休暇等

(1) 年次有給休暇 日、繰越日数 日 時間

(付与日数) (日) (繰越日数) (日) (時間)

(2) その他の休暇

①有給休暇

- 風水震災火災その他非常災害による交通遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難と認められる場合
- 選挙権その他公衆としての権利を行使する場合及び裁判員等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。

・会計年度任用職員の親族が死亡した場合で、当該会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。

②無給休暇

公務傷病、病氣休暇、女性職員の生理に係る休暇、母性健康管理休暇、産前産後休暇、育児時間、子の看護休暇、短期の介護休暇、介護時間及び介護休暇

16 退職 任期満了前に退職する場合は、退職する2週間以上前に届けること。

17 分限・懲戒 (1) 地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定並びにこれらの規定に基づき制定された大分県条例の規定による。

(2) 次に該当する場合は免職の予告を行う。

原期30日前までに免職の予告を行う。

①地方公務員法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合

②地方公務員法第29条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合

18 災害補償 法令又は議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

19 再度の任用 任期満了後に同一の職が改めて設置される場合であつて、かつ、勤務実績が良好であるときに限り、連続する5年の範囲内で、一会計年度を一の任期の限度として、公募によらず再度任用される可能性もあること。ただし、期間を定めた任用であり、年 月 日(※任用予定期間満了日の翌日)以降の任用を保障するものではない。

20 その他特記事項

※勤務労働条件については、上記によるほか、大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の定めるところによる。

年 月 日 所 属 長

私は、会計年度任用職員としての任用に当たり、上記勤務労働条件に同意しました。

私は、日本国憲法及び法令を忠実に擁護し、命令を遵守し、警察職務に優先してその規律に従うべきことを要求する団体又は組織に加入せず、何ものにもとらわれず、何ものをも恐れず、何ものをも憎まず、良心のみに従い、不偏不党且つ公平中正に警察職務の遂行に当たることを固く誓います。

年 月 日

大分県警察本部長 殿 氏 名 ④

第9号様式 (第5条、第13条関係) 会計年度任用職員面談・人事評価書

● 基本的事項

所属	氏名	
業務内容		
当初任用年月日	年 月 日	現任期 自： 年 月 日 至： 年 月 日

● 面談結果

職務上の課題や目標の経過 (進捗状況)	
職務上特に苦勞していること、職場での悩み・ストレスなど	
任期満了後の再度任用の希望	希望する ・ 希望しない

● 人事評価

評価期間	年 月 日から 年 月 日まで																				
評価要素	着眼点																				
倫理観 法令遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>高い倫理観と使命感を持ち、警察職員として誠実な職務遂行を心掛けているか。</li> <li>法令及び服務規律を遵守し、公正に職務を遂行しているか。</li> </ul>																				
意欲 やりがい	<ul style="list-style-type: none"> <li>前向きな意見や考え方で、意欲を持って業務を遂行しているか。</li> <li>警察職員の一員であることの自覚とやりがいを持っているか。</li> <li>業務を遂行しているか。</li> </ul>																				
姿勢	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の職員と協力し、組織、チームで協力して仕事を進める意識を持っているか。</li> <li>自分の役割以外にも貢献できることがないか考え、進んで協力しているか。</li> <li>他の職員との意思疎通を十分に行い、異なる意見も理解し受けとめようとしているか。</li> <li>業務に必要な知識・技術を有し業務に活用するともに、更なる習得に努めているか。</li> <li>関係者から必要な協力が得られるよう、日頃から円滑な人間関係の構築に努めているか。</li> <li>相手の話をよく聞き、正しく理解するとともに、適宜適切な報告・連絡・相談をしているか。</li> <li>相手に対して丁寧で分かりやすい説明をしているか。</li> <li>正確、迅速に責任を持って確実に業務をやり遂げているか。</li> <li>問題意識を持ち、効率的に業務を遂行しているか。</li> <li>仕事の優先順位や段取りを考え、仕事に要する時間を意識して業務を遂行しているか。</li> </ul>																				
能力	<ul style="list-style-type: none"> <li>知識・技術</li> <li>コミュニケーション能力</li> </ul>																				
業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画どおりに成果をあげているか。</li> </ul>																				
評価結果	<table border="1"> <tr> <td>総合評価</td> <td>総合評価</td> <td>評価者記入欄</td> </tr> <tr> <td>A(8点)</td> <td>(S)56~60点</td> <td rowspan="5">人事評価師の総括、職務状況等についての意見</td> </tr> <tr> <td>B(6点)</td> <td>(A)49~42点</td> </tr> <tr> <td>C(4点)</td> <td>(B)41~36点</td> </tr> <tr> <td>D(2点)</td> <td>(C)35~28点</td> </tr> <tr> <td>E(0点)</td> <td>(D)27~22点</td> </tr> <tr> <td>得点社</td> <td>(E)21~14点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合評価</td> <td>(D)13~0点</td> <td></td> </tr> </table>	総合評価	総合評価	評価者記入欄	A(8点)	(S)56~60点	人事評価師の総括、職務状況等についての意見	B(6点)	(A)49~42点	C(4点)	(B)41~36点	D(2点)	(C)35~28点	E(0点)	(D)27~22点	得点社	(E)21~14点		総合評価	(D)13~0点	
総合評価	総合評価	評価者記入欄																			
A(8点)	(S)56~60点	人事評価師の総括、職務状況等についての意見																			
B(6点)	(A)49~42点																				
C(4点)	(B)41~36点																				
D(2点)	(C)35~28点																				
E(0点)	(D)27~22点																				
得点社	(E)21~14点																				
総合評価	(D)13~0点																				

● 公察によらない再度の任用について

公察によらない選考の実施の可否	可	不可	本人希望なし
選考結果	合格	不合格	
作成責任者 職・氏名	①		

第10号様式 (第11条関係)

解 職 予 告 通 知 書

(所属名)  
(氏名)

大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程第10条第1項第 号の規定により、 年 月 日付けをもって(所属名)の(業務名)の嘱託を解く。

(解職予告理由)

年 月 日

大分県警察本部長

印

第11号様式（第11条関係）

特別職非常勤職員解職内申書

第 年 月 日 号

大分県警察本部長 殿

所 属 長

印

下記のとおり特別職非常勤職員を解職したいので、関係書類を添えて内申します。

記

解職しようとする職	現 所 属	
	勤 務 内 容	
被 解 職 者	当 初 任 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月 間
	氏 名	解 職 区 分
		解 職 年 月 日
		解 職 年 月 日
		<input type="checkbox"/> 依 願 退 職
		<input type="checkbox"/> 解 職
		<input type="checkbox"/> 依 願 退 職
		<input type="checkbox"/> 解 職
		<input type="checkbox"/> 依 願 退 職
		<input type="checkbox"/> 解 職
		<input type="checkbox"/> 依 願 退 職
		<input type="checkbox"/> 解 職

第12号様式（第12条関係）

退 職 願

大分県警察本部長 殿

私は、下記の理由により 年 月 日付けで退職したいのでお願いします。

記

(退職の理由)

年 月 日

(所 属 名)  
(氏 名)

印

(注) 退職希望日の2週間前に提出できなかった場合は、その理由を付記すること。

第13号様式 (第12条関係)

会計年度任用職員退職内申書

第 年 月 日 号

大分県警察本部長 殿

所 属 長



会計年度任用職員から退職の願い出があり、職務を免じたいので、退職願を添えて内申します。

退職者	業務内容	当初任用期間	退職年月日
		～ 年 月 日	
		～ 年 月 日	
		～ 年 月 日	

第14号様式 (第14条関係)

報 酬 額 改 定 通 知 書

年 月 日

殿

大分県警察本部長



下記のとおり発令されたので通知します。

記

年 月 日から報酬・給料額 円を 円に改める。

第15号様式（第28条関係）

会計年度任用職員育児休業承認（期間延長）請求書

年 月 日

大分県警察本部長 殿

（請求者）  
所 属  
職 名  
氏 名 ㊦

下記のとおり育児休業の承認（期間延長）を請求します。

請求内容 該当する□に√印 を記入すること	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児休業期間の延長
	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業 （特別の事情記入欄）	<input type="checkbox"/> 再度の育児休業期間の延長
請求期間	年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日から 年 月 日まで
既に承認された 育児休業期間	年 月 日から 年 月 日まで	
請求に係る子	氏 名	続柄
	生年月日	年 月 日生
請求に係る子の 1歳6箇月到達 日以後における 勤務の希望	<input type="checkbox"/> 請求に係る子の1歳6箇月到達日（子の1歳6箇月から2歳までの間に育児休業をする場合）は、子の2歳到達日以後において、引き続き勤務を希望する。	
備 考		

（注1）この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（戸籍謄本・抄本、医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること（写しでも可）。

（注2）育児休業承認（期間延長）の請求は、一の請求につき任期の末日を限度とする。任期の満了後も引き続き任用されることに伴い、再度育児休業をしようとする場合においては、改めて請求すること。

第16号様式（第28条関係）

会計年度任用職員の育児休業の承認（期間延長）請求に係る所属長の意見書

（所属長）  
職 名  
氏 名 ㊦

請求者に係る育児休業の承認（期間延長）に対する意見は、次のとおりです。

- 適当である。なお、当該会計年度任用職員の職は、請求に係る子の1歳6箇月到達日（子の1歳6か月から2歳までの間に育児休業をする場合）は、子の2歳到達日以前に廃止されることが明らかではない。

この場合の代替職員（会計年度任用職員）の配置予定

- 有
- 無

- 不適当である。  
(理 由)

（注） 該当する□に√印を記入し、承認（期間延長）請求が不適当である場合には、その理由を具体的に記入すること。

営 利 企 業 従 事 等 届	年 月 日
大分県警察本部長 殿	( 所 属 名 ) ( 業 務 内 容 ) ( 氏 名 )
私は、下記のとおり営利企業に従事等するので届け出ます。	
記	
1 従事先（自営の場合はその名称）	
2 所在地	
3 事業の内容	
4 職名	
5 職務の内容	
6 収入額	
7 従事する期間及び時間	
8 その参考事項	

大分県警察本部訓令第27号

警 察 本 部  
警 察 学 校  
警 察 署

大分県警察における情報処理能力検定に関する規程（平成27年大分県警察本部訓令第18号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉

第4条を第5条とする。

第3条中「第2号様式とする」を「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「第1号様式」を「別記様式」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（能力検定の知識及び技能）

**第2条** 能力検定の対象となる知識及び技能は、別表の左欄に掲げる級位に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

第5条の次に次の1条を加える。

（委任）

**第6条** この訓令に定めるもののほか、能力検定の実施に関し必要な事項は、警務部長が別に定める。

附則の次に次の別表を加える。

**別表**（第2条関係）

級位	知識及び技能
初級	<p>1 大分県警察における情報セキュリティに関する規程（平成16年大分県警察本部訓令甲第20号）第2条第5号に規定する大分県警察情報システム（以下「大分県警察情報システム」という。）の基本的な操作に必要な知識及び技能</p> <p>2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であつて、大分県警察情報システムの基本的な操作に必要なもの</p>
中級	<p>1 情報処理に関する技術を利用して業務改善を行い、又は警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）第2条第5号に規定す</p>

る警察情報システムの運用並びに大分県警察情報システムの設計、開発、整備及び運用を行うために必要な知識及び技能  
2 情報処理業務に係る各種法令等及び情報セキュリティに関する知識であつて、業務で利用するソフトウェアの応用を行い、又は大分県警察情報システムの操作についての職員に対する指導及び教養を行うために必要なもの

第1号様式中「第1号様式（第2条関係）」を「別記様式（第3条関係）」に改め、同様式を別記様式とする。

第2号様式を削る。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

○ 公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり玉来ダム建設事務所長から公共測量の実施について通知があった。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

二 作業の地域

竹田市（玉来ダム周辺）

三 作業の期間

令和二年三月六日から同年六月三十日まで

次のとおり落札者等について公示する。

令和二年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

県立学校ICT活用授業機器一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

三 落札者を決定した日  
令和元年十一月十一日

四 落札者の氏名及び住所  
ミカサ商事株式会社 大分営業所 営業所長 下 北 圭 介

五 落札金額  
大分市東春日町十七番十九号大分ソフィアプラザビル三階  
九千六百二十万七千五百五十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日  
令和元年十月一日